開発団地の再生を目的とするスマートエイジング・シティの

具体化に向けた協力に関する協定書

平成26年1月に取りまとめられた「大阪府市医療戦略会議 提言」において、7つの具体的な戦略が示された。

戦略の一つ「スマートエイジング・シティ」は、「ヘルスケア」や「エイジング」をコンセプトに課題解決と地域の活性化を進めるまちづくりの提案であり、今、住んでいる人が安心して快適に住み続けられ、かつまちの活力を維持し、新たな住民も、民間投資も呼び寄せる多世代循環居住型のまちをモデル的に整備するものである。

　河内長野市では、流入人口の減少や生産年齢人口の激減による活力の低下などの課題を抱え、中でも開発団地における急速な人口減少と高齢化の加速、生活利便性の低下などへの対策が急務となっていることから、河内長野市内における開発団地の再生を目的としたスマートエイジング・シティの具体化について、河内長野市（以下「甲」という。）と大阪府（以下「乙」という。）が協力して進めるため、本協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、河内長野市内の開発団地再生を目的として取り組むスマートエイジング・シティの具体化に関して、甲及び乙において合意した事項を定めるものとする。

（モデル地区）

第２条　モデル的に整備する地区は、河内長野市南花台を中心とした開発団地（大矢船、南ヶ丘、南青葉台、北青葉台）とする。

（具体化の内容）

第３条　甲及び乙は、それぞれの役割を果たしながら、モデル地区におけるスマートエイジング・シティのコンセプトを活かしたまちづくりの構想をまとめるとともに、構想に基づく地域住民との具体的な取組みについて、相互に協力して進める。

（役割）

第４条　甲は、前条に定める施策を検討、立案、実施する。

2　乙は、前項の河内長野市の取組みを支援する。

（その他）

第５条　本協定に定めの無い事項及び疑義が生じた事項は、必要に応じ甲と乙が協議の上、決定する。

甲及び乙は、本協定の締結を証するため、本協定書を二通作成し、双方記名押印の上、各一通を保有する。

平成26年9月12日

甲　河内長野市長　芝田　啓治　　　　　　　　　乙　大阪府知事　松井　一郎